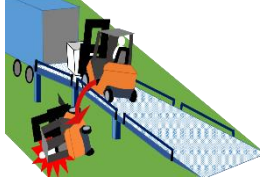



令和 6年 3月 25日

死亡災害等速報

長野労働局

災害発生月	令和6年3月
事業の種類	一般貨物自動車運送業
災害の概要 (注1)	<p>被災者は、木枠に2段に積まれた荷(フレコンバック)の荷役作業をフォークリフトにより行っていたところ、荷が傾いたため、確認しようと運転席から降りた。その際、フォークリフトが不安定な状態となったため、被災者が退避したところ、横転してきたフォークリフトの下敷きとなった。</p> 
災害防止のためのポイント (注2)	<p>◎ フォークリフトを用いて作業を行うときは、作業場所の広さや地形の状況のほか、フォークリフトの能力、荷の種類及び形状等を勘案し、作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を実施すること。</p> <p>◎ フォークリフトを用いて作業を行うときは、当該機械の運行経路について必要な幅員を保持すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じること。</p> <p>◎ パレットの使用について以下の点、留意すること。 →木枠ではなく、JIS規格に適合したパレットを使用すること。 →作業開始前にパレットを点検し、記録すること。また、破損、変形等を発見した場合は、使用を禁止し、廃棄または補修等を行うこと。 →最大積載重量以内で使用すること。 →偏荷重で使用しないこと。</p> <p>◎ 関係労働者に対して、作業による危険性、危険を防止するための方法、作業手順等について、繰り返し安全教育を実施すること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>荷役、運搬機械の安全対策について(昭 50.4.10 基発第 218 号)</u> ○ <u>荷役作業あんぜんガイドライン(厚生労働省 HP)</u> ○ <u>フォークリフトによる労働災害防止対策(長野労働局 HP)</u>  <p>フォークリフトは、様々な場面で使用される便利な機械ですが、毎年フォークリフトに起因する事故が多く発生しています。作業計画の策定、有資格者による運転、特定自主検査等の検査・点検の実施、用途外使用(フォーク上での作業等)の禁止、人との接触防止措置を講じるなど基本的な事項を守り、安全な使用をお願いします。</p>

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。